

# つくば市学校開放事業の新型コロナウイルス対応ガイドライン

令和4年1月25日改訂版

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成しています。

## <学校開放事業の停止について>

- 次のいずれかに該当する場合は、即座に市内全ての学校施設の開放を停止する。
  - ① 茨城県に対し、国の緊急事態宣言が発令された場合
  - ② 茨城版コロナNextの対策Stageが『Stage4』に引き上げられた場合
  - ③ 茨城県独自の緊急事態宣言が発令された場合
  - ④ 茨城県にまん延防止等重点措置が適用された場合
- 学校長が必要であると判断した場合、当該学校施設の開放を停止する。
- 臨時休校期間中の学校については、当該学校施設の開放を停止する。
- 団体内に陽性者が確認された場合は、該当者の隔離期間が終了するまで団体の活動を停止する。

## <学校開放事業の再開・使用の継続について>

- 学校活動が通常通りに行われていること。
- 部活動が再開されており、一定期間経過観察し児童生徒へ影響を及ぼさない状況であることをもって再開する。

## <学校開放に当たっての注意事項>

- 活動に当たっては、状況等を適切に判断したうえで、密集・密接・密閉を避け、健康と安全に十分に注意すること。
- 国や利用者自身に係る都道府県のガイドラインに従って活動すること。
- 次に該当する人は利用しないこと。
  - ① 体調がすぐれない場合（発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合）
  - ② ご家族や身近な知人に①の症状がある方がいる場合
  - ③ 陽性者または濃厚接触者に該当した場合
- 各使用団体の責任のもと、学校開放事業が新しい生活様式に見合った活動となるよ

う各使用団体がアイデアを出し合い、短時間で効率的な活動となるよう工夫する。

- 3密防止の環境をつくり、当面の間は身体接触を避けた活動計画のもと実施する。
- 平熱より高い場合、息苦しさ、強いだるさ、咳、咽頭熱等の場合は使用しない。家族に同様の症状の方がいる場合も同様とする。
- 開始前後の手洗いや手指消毒の徹底、必要に応じてマスク着用などの基本的な感染症対策を実施する。
- マスクを着用して活動する場合は、高温や多湿などの環境に配慮し、こまめな水分補給や、感染対策を講じたうえでマスクを外した休憩などの対応を行うこと。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の利用を徹底する。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数とする。
- 大会や県外の参加者が見込まれる対外試合（練習試合含む）等については、当面の間は行わない。
- 更衣室等を利用する際は、衛生を保つよう心がけ、短時間の利用とし、一斉には使用しない。
- 使用する学校施設（トイレ、ドアノブ等を含む）や備品等については、各使用団体の負担において使用前後に消毒や清掃を行う。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、1メートルを目安に空けて行う。
- 活動日ごとに参加者（氏名・住所・電話番号）と体温を測定し記録を行い、団体内で保管する。陽性者が発生した場合は、速やかに学校及び教育施設課に連絡する。
- 活動終了後は、施設の内外を問わず、速やかに学校から退去する。

使用対象が学校施設であるため、児童生徒への感染予防を第一に考えてのガイドラインであることに、御理解と御協力をお願いいたします。